

日報管理の導入について

●導入の目的

職員（再任用職員および会計年度任用職員を含む）が日々の業務内容を記録して報告（以下、日報という。）することで、本市の組織や人員配置、業務遂行上の課題を明らかにするとともに、今後の定員適正化や組織機構および事務事業の見直し等の基礎資料として活用することを目的とする。

●日報を書く目的

1. 業務内容の情報共有

仕事の進捗や、業務に関するノウハウを課内（係内）で共有できる。担当の動きをそれぞれが把握し、仕事に役立つノウハウを知ることによって、業務をスムーズに行う助けとなる。

2. 職員の変化の気付き

職員の日報を毎日読んでみると、日報の微妙な変化から書く人の状態を把握できるようになる。例えば、進捗状況が悪い場合は、体調不良を予測したり、文脈からモチベーションの変化を感じ取ったりすることができる。微妙な変化のサインを見逃さないようにすることで、離職やモチベーション低下の防止を図ることができる。

3. 振り返り

1日に行った業務を振り返ることで、目標達成できた場合にはなぜ達成できたのか、達成できなかった場合にはなぜ達成できなかったのかを考えることができる。そのため、反省点や改善策を見つけることができ、業務を「やりっ放し」にすることなく、次に生かすことができるようになる。

4. 上司への進捗報告と上司からの的確な指示

部下がどのような業務を行っていて、進捗状況がどうなのかを上司が把握でき、業務をスムーズに行うための的確な指示を出すことができる。

●スケジュール（案）

実施時期	実施内容
6月	職員説明会の実施
7月～	日報管理の試行 （分析対象は令和4年1月までの計7か月分）
8月～9月	各課ヒアリング①
8月～1月	隔月ごとに分析レポートを作成
1月～2月	各課ヒアリング② 集計結果の分析、適正な職員数の検討
2月～3月	試行結果の考察、課題整理、報告書の作成

●その他

日報はシステムで入力管理を行う予定

●今後（令和４年度以降）の予定

日報管理および集計結果の分析や適正な職員数の検討、課題整理等は、令和３年度の委託事業として実施しますが、日報は、日々の業務報告の一環として令和４年度以降も引き続き実施していく予定。

ただし、システムを引き続き利用する場合、利用料や保守料等、ランニングコストが発生する可能性があるため、変更の可能性あり。

◆前回からの主な変更点（12 点）

- ① 募集要項、仕様書、基本協定書の業務の範囲に、コンプライアンス研修を実施する旨を追記。
- ② 募集要項の委託料についての文言を変更、追記。
- ③ 仕様書の基本方針に、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨を追記。
- ④ 仕様書の基本方針に、障がい者福祉および持続可能な開発目標（SDGs）を推進する旨を追記、ならびに環境への配慮について詳細に記載。
- ⑤ 仕様書の経費に関する事項の削除。
- ⑥ 仕様書の報告書の作成に月例報告書の提出期限を追記。
- ⑦ 仕様書の施設等の修繕の費用負担の修繕費について「委託料の範囲内」を削除し、文言を変更。
- ⑧ 仕様書、基本協定書の別紙リスク分担表の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるものの 1 件の限度額を追記。
- ⑨ 基本協定書第 6 条第 3 号 委託料の変更に関する文言を削除。
- ⑩ 基本協定書第 10 条の指定管理委託料の支払いを変更し、第 11 条の委託料の変更を削除。
- ⑪ 仕様書、基本協定書の別紙リスク分担表の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。
- ⑫ 基本協定書第 15 条第 1 項に「疫病・感染症の大流行」を追記。

◆変更点詳細

- ① 募集要項、仕様書、基本協定書の業務の範囲に、コンプライアンス研修を実施する旨を追記。

変更前		変更後
【募集要項】 4. 業務の範囲 (3) その他の業務 オ 職員研修（人権・同和問題研修 _____ 等）		【募集要項】 4. 業務の範囲 (3) その他の業務 オ 職員研修（人権・同和問題研修、 <u>コンプライアンス研修等</u> ）
		【仕様書】 4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲

① 管理業務	① 管理業務
イ 職員への研修の実施	イ 職員への研修の実施
職員の能力向上のために必要な研修（業務研修、接遇研修、コンプライアンス研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。	職員の能力向上のために必要な研修（業務研修、接遇研修、コンプライアンス研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。
【基本協定書】 （業務の範囲） 第5条	【基本協定書】 （業務の範囲） 第5条
(3) その他の業務	(3) その他の業務
オ 職員研修（人権・同和問題職場内研修等）	オ 職員研修（人権・同和問題職場内研修、コンプライアンス研修等）

② 募集要項の委託料についての文言を変更、追記。

変更前	変更後
【募集要項】 7. 委託料について 管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。）	【募集要項】 7. 委託料について 管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（ ）ただし、本業務の委託料については0円とします。

③ 仕様書の基本方針に、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨を追記。

変更前	変更後
【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (3) 施設の維持管理 (省略)	【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (3) 施設の維持管理 (省略) なお、施設が公の施設であることを十分に認識するとともに、職員に対して職業倫理やコンプライアンス等の順守を徹底させること。

④ 仕様書の基本方針に、障がい者福祉および持続可能な開発目標（SDGs）を推進する旨を追記、ならびに環境への配慮について詳細に記載。

変更前	変更後
【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (10) 環境への配慮 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告 (11) 障がい者福祉の推進 追加 (12) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 追加	【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (10) 環境への配慮 事業活動が環境に及ぼす影響を十分に認識した環境負荷の抑制や省エネルギーなど環境と調和した行動に努めること。 (11) 障がい者福祉の推進 障がいがあることを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者への適切な対応を行い、障がい者福祉の推進に努めること。 (12) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 施設の管理運営にあたっては、SDGsの考え方を積極的に取入れること。

⑤ 仕様書の経費に関する事項を削除。

変更前	変更後
【仕様書】 2. - 4. (省略) 5. 経費に関する事項 (1) 委託料 指定管理者は、利用料金その他の収入および、市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）により運営を行うこととする。委託料は、事業計画において提案があった金額に基づき、協定書で定め、年度ごとに予算の範囲内で支払う。なお、利用料金は指定管理者の収入として受け取り、また、経費の不足分が発生した場合は指定管理者の負担となる。 (2) 委託料の支払い 会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごと四半期に分割して支払う。なお、支払方法等の詳細については、協定書で定める。	【仕様書】 2. - 4. (省略) 5. 経費に関する事項 削除

(3) 委託料の返還 市は、次の各号に該当すると認めたときは、この指定管理者の指定及び協定を解除し、指定管理者に対して委託料の全部又は一部返還を請求することができる。 ア 指定管理者が協定に違反したとき イ 市において施設を休廃止しようとするとき、また、市において施設を管理しようとするとき、このことにより解除しようとするときは、市は6ヶ月前までに指定管理者にその旨を通知するものとする。また、市は、指定管理者の責めによる解除によって生じた指定管理者の損害は、賠償しない。 6. - 7. (省略)	5. - 6. (省略)
--	---------------------

⑥ 仕様書の報告書の作成に月例報告書の提出期限を追記。

変更前	変更後
【仕様書】 8. 報告書の作成 (1) 事業報告書 次の事項を記載した事業報告書を作成し、毎年4月30日までに本市に提出すること。 ① 業務の実施状況 ② 放課後等デイサービスの利用状況 ③ 使用料収入の実績 ④ 管理経費等の収支状況 ⑤ その他、市長が必要と認める事項 (2) 月例報告書 ① 業務の実施状況 ② 放課後等デイサービスの利用状況 ③ 使用料収入の実績 ④ 管理経費等の収支状況 (3) (省略)	【仕様書】 7. 報告書の作成 (1) 月例報告書 次の事項を記載した事業報告書を作成し、当月分を翌月の15日までに本市に提出すること。 ① 業務の実施状況 ② 放課後等デイサービスの利用状況 ③ 使用料収入の実績 ④ 管理経費等の収支状況 ⑤ その他、市長が必要と認める事項 (2) 事業報告書及び決算書 毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度4月30日までに本市に提出しなければならない。 (3) (省略)

⑦ 仕様書の施設等の修繕の費用負担の修繕費について「委託料の範囲内」を削除し、文言を変更。

変更前	変更後
【仕様書】 9. (省略) 10. 施設等の修繕の費用負担 委託料の範囲内で施工できる施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。 また、施設等の改造や委託料の範囲内では困難な修繕等については、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。 施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。 11. - 21. (省略)	【仕様書】 8. (省略) 9. 施設等の修繕の費用負担 施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。 また、施設等の改造や大規模な修繕等については、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。 施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。 10. - 19. (省略)

⑧ 仕様書、基本協定書の別紙リスク分担表の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるものの1件の限度額を追記。

変更前	変更後						
【仕様書・基本協定書 共通】 <table><tr><td>施設・設備・物品等の修繕及び損傷</td><td>経年劣化によるもので、<u>固定経費内</u>で対応できるもの若しくは<u>その他の経費の活用</u>をもって対応できるもの</td><td></td></tr></table> 注 1 (省略)	施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、 <u>固定経費内</u> で対応できるもの若しくは <u>その他の経費の活用</u> をもって対応できるもの		【仕様書・基本協定書 共通】 <table><tr><td>施設・設備・物品等の修繕及び損傷</td><td>経年劣化によるもので、<u>固定経費内</u>で対応できるもの若しくは<u>その他の経費の活用</u>をもって対応できるもの</td><td></td></tr></table> (注 1) 注 1「<u>固定経費内</u>で対応できるもの若しくは<u>その他の経費の活用</u>をもって対応できるもの」 ：修繕費用等の 1 件の限度額は、30 万円未満を目安とし、各指定管理施設の状況により設定する。 注 2 (省略)	施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、 <u>固定経費内</u> で対応できるもの若しくは <u>その他の経費の活用</u> をもって対応できるもの	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、 <u>固定経費内</u> で対応できるもの若しくは <u>その他の経費の活用</u> をもって対応できるもの						
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、 <u>固定経費内</u> で対応できるもの若しくは <u>その他の経費の活用</u> をもって対応できるもの						

⑨ 基本協定書第6条第3号の委託料の変更に關する文言を削除。

変更前	変更後
第6条 (省略) 2 (省略) 3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理に係る委託料 (以下「委託料」という。)の変更等については、前項の協議において決定するものとする。	第6条 (省略) 2 (省略) 3 業務範囲の変更 については、前項の協議において決定するものとする。

⑩ 基本協定書第10条の指定管理委託料の支払いを変更し、第11条の委託料の変更を削除。

変更前	変更後
【基本協定書】 第1条第9条 (省略) (指定管理委託料の支払い) 第10条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料 (以下「委託料」という。)を支払う。 2 甲が乙に対して支払う委託料の支払い方法等については年度協定に定めるものとする。 3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。 (委託料の変更) 第11条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は、物価水準の変動により当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。 第12条第40条 (省略)	【基本協定書】 第1条第9条 (省略) (指定管理委託料) 第10条 委託料については会計年度ごとに締結する協定書において定めるものとする。 2 3 (委託料の変更) 第11条 削除 第11条第39条 (省略)

⑪ 仕様書、基本協定書の別紙 リスク分担表の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・基本協定書 共通】		【仕様書・基本協定書 共通】	
不可抗力	天災、人災 _____ _____ 変更、中止、延期又は臨時休業 による業務の 変更、中止、延期又は臨時休業	不可抗力 天災、人災、 <u>疫病・感染症の大流行</u> <u>行など市や指定管理者の責めに</u> <u>帰すことができない事由</u> による 業務の変更、中止、延期又は臨時 休業	両者の協議による 両者の協議による

⑫ 基本協定書第15条第1項に「疫病・感染症の大流行」を追記。

変更前		変更後	
【基本協定書】 (危険負担)		【基本協定書】 (危険負担)	
第16条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力 { (「不可抗力」とは、天災 (地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災 (暴動、テロ等)、法令変更、 <u>疫病・感染症の大流行</u> 及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下と同じ。} による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。		第15条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力 { (「不可抗力」とは、天災 (地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災 (暴動、テロ等)、法令変更、 <u>疫病・感染症の大流行</u> 及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下と同じ。} による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。	

令和3年6月16日
総合調整会議 資料

新型コロナウイルスワクチン接種に係る現在の状況及び今後の予定について

【ワクチン接種推進室】

1. 65歳以上の市民に係る現在の集団接種（予約）状況について

(1) 今日までの集団接種状況

接種券送付者数 13,925人（令和3年4月9日送付）

集団接種実施日	接種者数（1回目）	接種者数（2回目）
4月25日（日）	296人	—
5月2日（日）	347人	—
5月9日（日）	389人	—
5月15日（土）	249人	—
5月16日（日）	309人	286人
5月22日（土）	249人	0人
5月23日（日）	462人	340人
5月29日（土）	249人	1人
5月30日（日）	544人	388人
6月5日（土）	251人	237人
6月6日（日）	541人	309人
	計 3,886人 〔接種率 27.9%〕	計 1,561人 〔接種率 11.2%〕

(2) 集団接種予約状況（6月9日時点）

	予約済者数	予約率
1回目予約	10,204人	73.3%
2回目予約	9,394人	67.5%

※上記予約済者数は、集団接種を予約された方であり、今後、個別接種への変更等によりキャンセルされ変動している場合があります。

2. 今後の接種スケジュールについて

(1) 65歳以上の高齢者について

・(資料1) 参照

(2) 全体スケジュールについて

・(資料2) 参照

3. 余剰ワクチンが発生した場合の対応について

(1) 集団接種

[接種優先順位]

①会場の医師

② 〃 看護師・薬剤師

③ 〃 保健師・事務スタッフ

④市内に住所を有する、児童福祉(厚生)施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の職員

(2) 個別接種

[接種優先順位]

かかりつけ患者のうち、

①65歳以上の未接種者

②基礎疾患のある方

③高齢者施設従事者

④60～64歳の方

4. その他

(1) 個別接種の状況について

(2) 8月1日(日)以降の集団接種会場へのシャトルバスの運行について

(3) 滋賀県大規模接種会場の設置について

高齢者接種スケジュール

資料 1

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集団接種		7月末までに接種を希望する方								
個別接種		7月末までに接種を希望する方								
施設接種		嘱託医・かかりつけ医による接種								
往診訪問		各医療機関ごとに個別接種の一環として実施								

	施設名	入所者数	職員数	計	医療機関
特養	淡海荘	89	154	243	済生会滋賀県病院
	すみれ園	88	64	152	ふれあい診療所
	治田の里	29	40	69	他市
	はなえみ	80	67	147	ひえだクリニック
介護	ケアポート	100	85	185	済生会滋賀県病院
	大宝の郷	18	27	45	真下胃腸科医院
グループホーム	りょうせんの郷	18	33	51	真下胃腸科医院
	治田の里	18	(※1)	18	ピースクリニック
老人ホーム	レガロア	35	26	61	他市
	サンライフ	34	14	48	他市
サ高住	シルバーハウス大宝	25	17	42	樋上柳澤内科内科医院
	シルバーハウス栗東	62	34	96	樋上柳澤内科内科医院
	にこ (※2)	17	9	26	真下胃腸科医院
	タック目川	25	18	43	あらき内科クリニック
	計	638	588	1226	こびらい生協診療所
					他市

●職員には6月上旬より接種券付き予診票を送付。入所者はすでに送付済みの接種券を施設がとりまとめ接種。

(※1) グループホーム治田の里の職員は特養治田の里に含まれ、南草津病院にて接種
(※2) 施設接種の他、集団、個別の接種もあり

[illegible]

第 37 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）および

第 1 回旧 R D 最終処分場跡地利用協議会（書面開催）について

＜配布資料＞ 令和 3 年 5 月 31 日配布

■第 37 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会

1. 知事との意見交換会の開催結果について 資料 1
2. 前回の開催結果について 資料 2

No. 3-1 地点等の水質の異常値について、以前から指摘している残置された家庭系ごみによるモニタリングの弊害についての可能性を確認するため、家庭系ごみを撤去した上で調査をすべきではとの意見に対して、「No. 3-1 地点については家庭系ごみの上流側に位置していることから影響を受けているとは考えていない、また、家庭系ごみの影響に関する調査結果についてはアドバイザーと相談し評価を行い、令和 3 年度上半期を目途に連絡協議会で説明します」と回答されました。

3. 令和 2 年度第 4 回モニタリング調査結果について 資料 3-1、3-2

地下水調査については、これまでの調査結果と比べ、横ばいで推移しており、ひ素で 3 地点、ほう素で 1 地点の基準超過がありました。なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査につきましては、前回と同様に 3 地点とも環境基準を超える有害物質は検出されませんでした。今後もモニタリングを重ね、動向を注視する必要があります。（資料 3-1 P9-P10, P20 参照）

今回より実施が開始されました硫化水素にかかる敷地境界ガス調査については、全地点で不検出でした。（資料 3-1 P21-P22 参照）

また、経堂池の水質調査については、洪水調整池での水質調査が開始されたことを踏まえ、調査回数、調査項目について変更されています。（資料 3-2 P5 参照）

4. 維持管理の状況について 資料 4

月曜日から土曜日において、管理委託業者による施設の異常の有無の確認、水処理施設の運転調整や監視が実施されています。加えて、週に 1 回、県による施設の点検も実施されています。

5. アーカイブの作成について 資料 5

次の連絡協議会で、今後の進め方を含め具体化に向けた協議がスタートします。

6. その他

○自宅等に残されている旧 R D 処分場の産業廃棄物の回収について 資料 6-1

○広場の供用について 資料 6-2

■第 1 回旧 R D 最終処分場跡地利用協議会

1. 旧 R D 最終処分場跡地利用協議会の設置について

設置要綱に基づき旧 R D 最終処分場跡地利用協議会が設置されました。

【共通】意見・質問用紙について

意見・質問については、6 月 15 日（火）まで受付され、回答は 7 月 5 日頃に滋賀県ホームページ等で行われる予定です。

第 37 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）

次 第

日 時 令和 3 年 6 月

■ 議 事

- 1 知事との意見交換会の開催結果について
- 2 前回の開催結果について
- 3 令和 2 年度第 4 回モニタリング調査結果について
○経堂池の水質調査の変更について
- 4 維持管理の状況について
- 5 アーカイブについて
- 6 その他
○自宅等に残されている旧 R D 処分場の産業廃棄物の回収について
○広場の供用について

配布資料

資料 1	知事との意見交換会の開催結果
資料 2	第 36 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）の開催結果
資料 3－1	令和 2 年度第 4 回モニタリング調査結果について
資料 3－2	経堂池の水質調査の変更について
資料 4	維持管理の状況について
資料 5	アーカイブについて
資料 6－1	自宅等に残されている旧 R D 処分場の産業廃棄物の回収について
資料 6－2	広場の供用について

（書面開催用配布資料）

- 資料 3－1 補足説明資料
- 資料 4 補足説明資料
- 意見・質問用紙
- 意見・質問用紙のダウンロード方法について

※次回の第 38 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会は 8 月下旬または 9 月上旬頃に開催する予定です。

旧RD最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換会の開催結果

■日 時 令和2年12月23日（水）19：00～20：48
■場 所 栗東市総合福祉センター（なごやかセンター）集会室

【知事挨拶】

長期間にわたり皆様方にご心配とご迷惑をおかけし、知事として改めて深くお詫びを申し上げたい。本当に申し訳ございませんでした。

【主なご質問・ご意見と回答】

- 1 テーマ1「着工前の県の対応について」
 - ・ 当時の経緯や県の至らない点、県政の改善、県職員への聞き取り等についてご意見をいただきました。
 - ・ 知事からは、総じて反省すべきことばかり、初期対応が大変まずかった、皆様には多大なご心配とご迷惑をかけ続けた、皆様のお考えやお気持ちに十分に寄り添えていたのか、また結果的に県政に対する不信感が募り信頼を得ることに至らなかったことがあるということからすれば反省すべき点が多かった、事案総括のためにも当時の職員からヒアリングすることも重要だと思うのでどのようなやり方がよいのか考えたい、とお答えしました。
- 2 テーマ2「対策工について」
 - ・ 対策工法や経堂池等の水質調査、基本方針、有効性確認等についてご意見をいただきました。
 - ・ 知事からは、今後はこれまで行ってきた工事がきちんと効いているか確認するため水質・大気のモニタリング調査を実施するとともに引き続き旧処分場内の浄化を進めていきたい、廃棄物を残置することから早期に安定化させるための場内浸透水の処理と長期間にわたるモニタリングが必要と認識している、これまでも皆様方と結んだ二次対策工事の協定に則り工事を進めてきたが工事後のモニタリングや有効性の確認についても皆様としっかり協議しながら進めてまいり、この処分場跡地は県有地にさせていただいたので所有者として引き続き責任をしっかりと果たしてまいりたい、とお答えしました。
- 3 テーマ3「将来に向けて」
 - ・ 再発防止やアーカイブの作成、跡地利用、景観対策等についてご意見をいただきました。
 - ・ 知事からは、徹底した監視指導を行いながらRD最終処分場問題のような事案が二度と発生しないよう再発防止に取り組んでいる、この問題をしっかりと教訓にしてアーカイブ等で検証していくことがご迷惑をかけたことに報いていく道であると考えている、跡地利用や景観対策については全国にどのような事例があるか、地元の皆様方のご要望はどうか、どういったことが考えられるのか、廃棄物処理法上どのような制約があるのかといった観点で幅広く議論を深めていくのがよいのではないかと考えており、地元の栗東市さんのお考え等もあらうと思うので来年度以降話し合いを丁寧に進めていきたい、とお答えしました。

※議事録については県のホームページに記載しています。

以下のURLにアクセスいただくとご覧いただけます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/315910.html>

第36回 旧RD最終処分場問題連絡協議会（書面開催）にいただいた
ご意見・ご質問への回答について

■日時：令和3年2月（書面開催）

■ご意見・ご質問の回答（⇒が県の回答です）

1. 前回の開催結果のまとめについて

(1) 1. ①回答の「必要な分析・評価をしっかりと」は、そのとおりにお願いします。8回目終了後の結果評価時には、C-7、8、9で家庭系ごみの影響が判定できる具体的な状況の明示をお願いします（3か所のKs3層での相互の位置関係、流れの方向、結果として影響を判断できる3か所であるのか等）。

⇒ 家庭系ごみの影響に関する調査につきましては、アドバイザーに助言を受け、連絡協議会でご説明をさせていただき、調査計画を策定し、調査を実施しています。調査結果についてもアドバイザーと相談して調査結果を基に評価を行い、令和3年度上半期を目途に連絡協議会でご説明します。

(2) 2. ③回答で、冒頭「場内の有害物は掘削除去した」は「場内の発見できた有害物は掘削除去した」ではないでしょうか。

⇒ ご指摘のとおり、対策工事前に有害物の範囲を確定するため、皆様と協議を行いながら有害物調査検討委員会で調査方法を決定し、調査により位置が確認され、または推定された有害物および工事中に確認された有害物は掘削除去しております。

(3) 3. ⑥回答の 空気中の二酸化酸素→「炭素」の誤入力？

⇒ 誤入力ですので、ご指摘のとおり訂正します。

2. 令和2年度第3回モニタリング調査結果について

(1) 経堂池水質等（p29）

推移グラフの日付がH14.4～R3.4となっていますが4の意味は4月ですか？4月は一度も検査はしていません。

いつの検査の数値を入力されたのですか？

⇒ 横軸の目盛りは年度の区切りの4月を表しています。例えば、「R2.4.」の目盛りと「R3.4.」の目盛りの幅の間にグラフの点が3つありますが、これは令和2年度は第1回から第3回までの結果をグラフに表示しているということです。

(2) H29年9月以降ヒシの多い時は出口付近で採水されていますがそれまではヒシの多い時も中央部で採水していたと思います。

変更された理由をお教えてください。

採水場所を変更すると過去のデータとの比較ができないのではないのでしょうか？

⇒ 経堂池の採水の際は、ボートで池の中央部まで進んで採水を行っていますが、ヒシが繁茂していて中央部まで進めない場合は、出口側からできるだけ中央部に近寄って、これ以上進めないという場所で採水しています。平成 28 年度まではヒシが繁茂していても中央部まで進めないというほどではありませんでしたが、平成 29 年度からはヒシの繁茂がより多くなり、中央部まで進めないことがあります。

また、年 4 回実施している調査結果の推移を見ると、平成 25 年度にバイパスの工事により一度水抜きを行い面積が小さくなった際は水質に変動がみられますが、平成 29 年度以降で中央部以外で採水した場合でも中央部で採水した時の水質と大きな違いはなく、過去のデータとの比較は可能と考えられます。

(3) ① 5 ページ No. 3—1 の電気伝導度が乱高下していること

② 7 ページ No. 3—1 でヒ素が検出されていること

③ 30 ページ No. 3—1 の pH が中性であること

④ 26 ページ C—8 の酸性度が高く電気伝導度が低いこと

これらに因果関係があるのではないかと。すなわち、西側から東側に地下水が流れ、その途中で地下水層を破って家庭系ごみがあるため、そこを通過することで No. 3—1 の水質が異常値を示したのではないかと。家庭系ごみを残置することがモニタリングの弊害になる可能性は以前から指摘していた。予想していたことが現実化したのではないかと。

上述の可能性を確認するためには、家庭系ごみを撤去したうえで調査すべきだと思うが、いかがか。

⇒ No. 3-1 井戸と家庭系ごみの位置関係および地下水流向は図 (P3, P4) のとおりとなります。No. 3-1 は家庭系ごみから離れた上流側に位置していますので、家庭系ごみの影響は受けていないのではないかと考えられます。

家庭系ごみの影響に関する調査は令和元年度から実施しており、アドバイザーと相談して調査結果を基に評価を行い、令和 3 年度上半期を目途に連絡協議会でご説明します。

3. その他

(1) 来年度以降の経堂池の水質検査の実施については、別途協議すると連絡協議会のなかで発言していただいています。

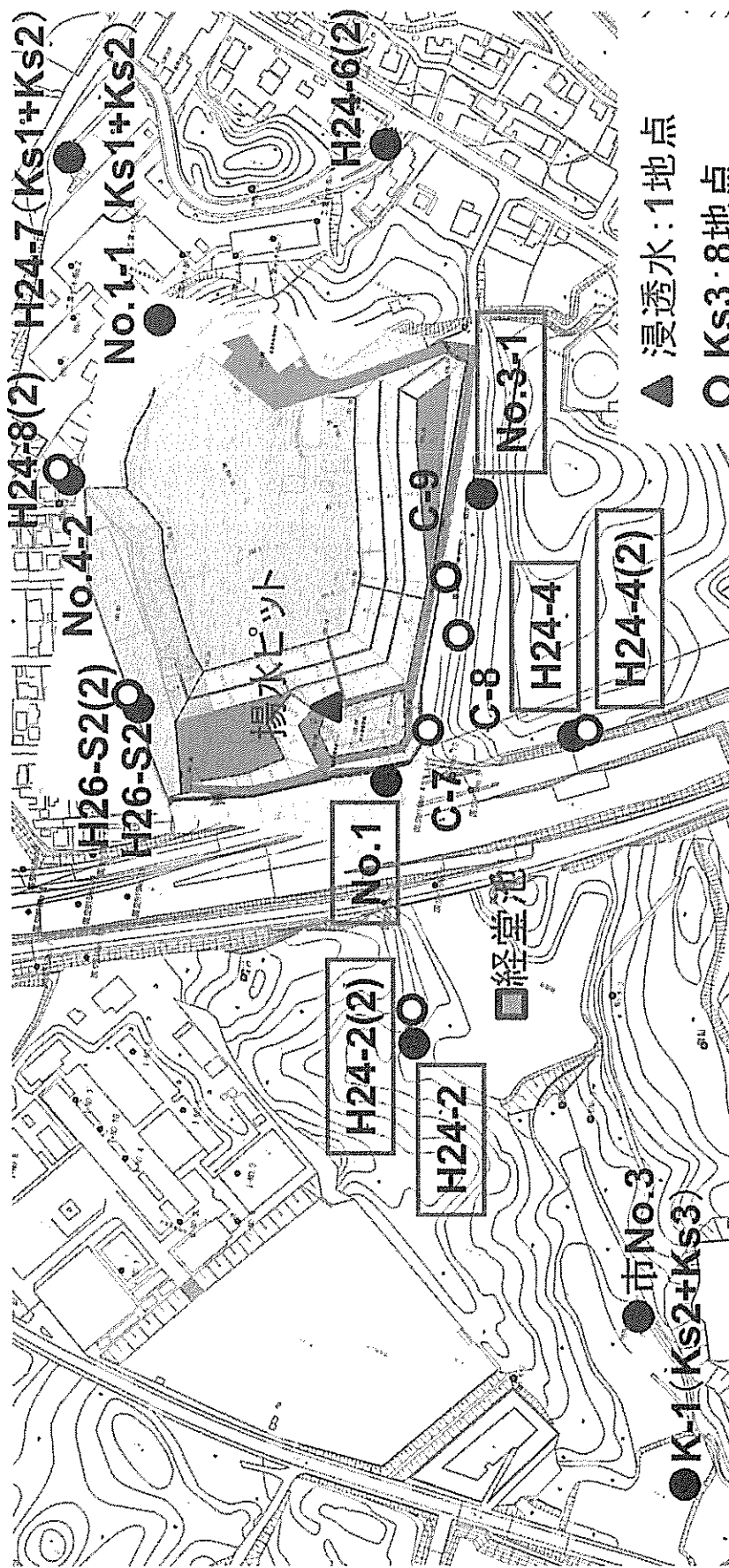
具体的な協議の進め方等お教えください。

⇒ 小野自治会長様とご相談させていただいており、3 月 20 日の小野自治会役員会にお伺いし、経堂池の水質の現状および今後の調査の進め方について協議させていただく予定です。その後は新年度の自治会長様とご相談させていただきたいと思います。

令和2年度第4回 モニタリング調査結果について

令和3年(2021年)6月(書面開催)

調査地点



 :実施計画の目標達成状況の
評価に用いる地点

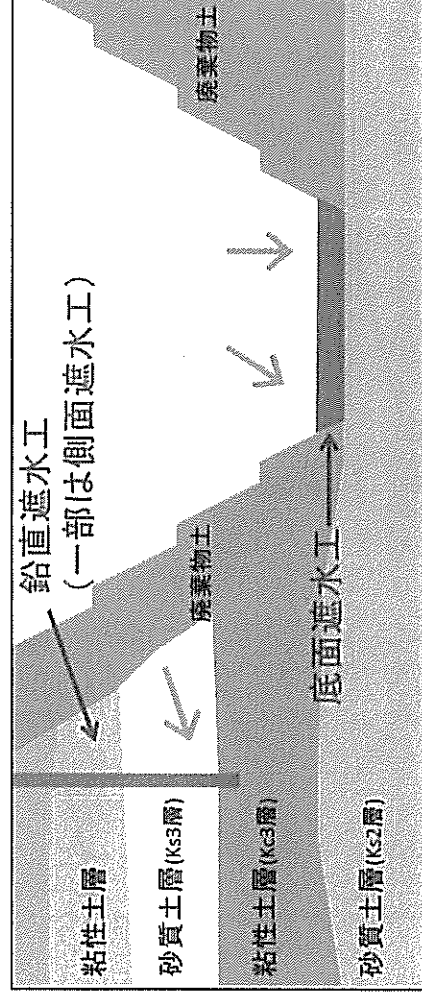
調査日

- ◆ 令和3年(2021年)1月29日
- ◆ 令和3年(2021年)2月4日(経堂池のみ)

(特記事項)

- H24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。
- C-9は、水量が少なかったためダイオキシン類以外を測定した。

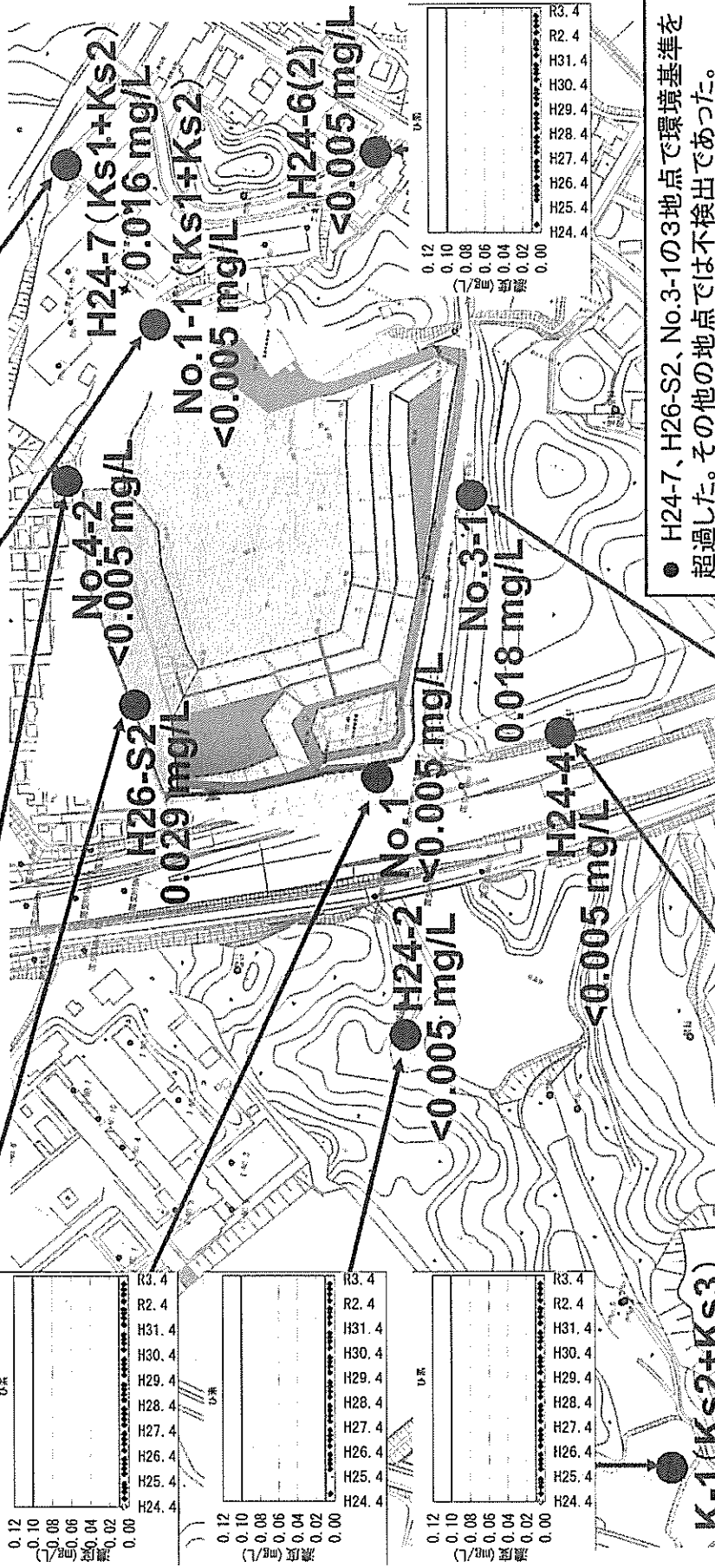
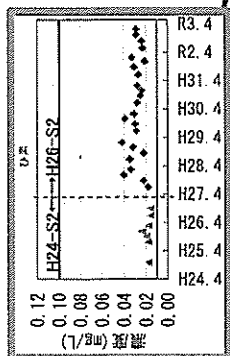
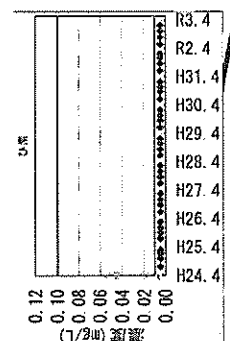
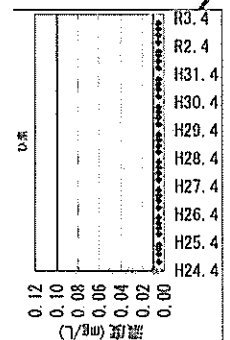
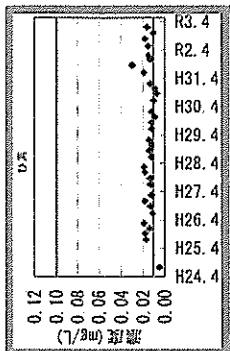
(参考)地下水帯水層と遮水工事の位置関係



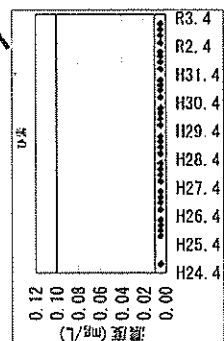
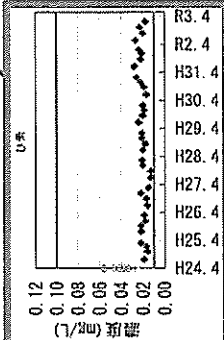
- ◆ 廃棄物土層の側面に砂質土層(Ks3層)が接しており、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、鉛直遮水工または側面遮水工により遮水した。
- ◆ 廃棄物土層の底面において粘性土層(Kc3層)が欠損しており、廃棄物土層の底面に接した砂質土層(Ks2層)へ廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、底面遮水工により遮水した。

ひ素

● Ks2



- H24-7、H26-S2、No.3-1の3地点で環境基準を超過した。その他の地点では不検出であった。
- 3地点とも概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。
- No.3-1の環境基準超過について、現在アドバイザーの助言を受けて超過原因の検討を進めている。



環境基準
0.01 mg/L

ほう素

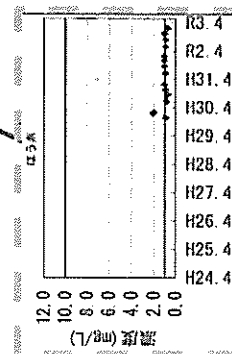
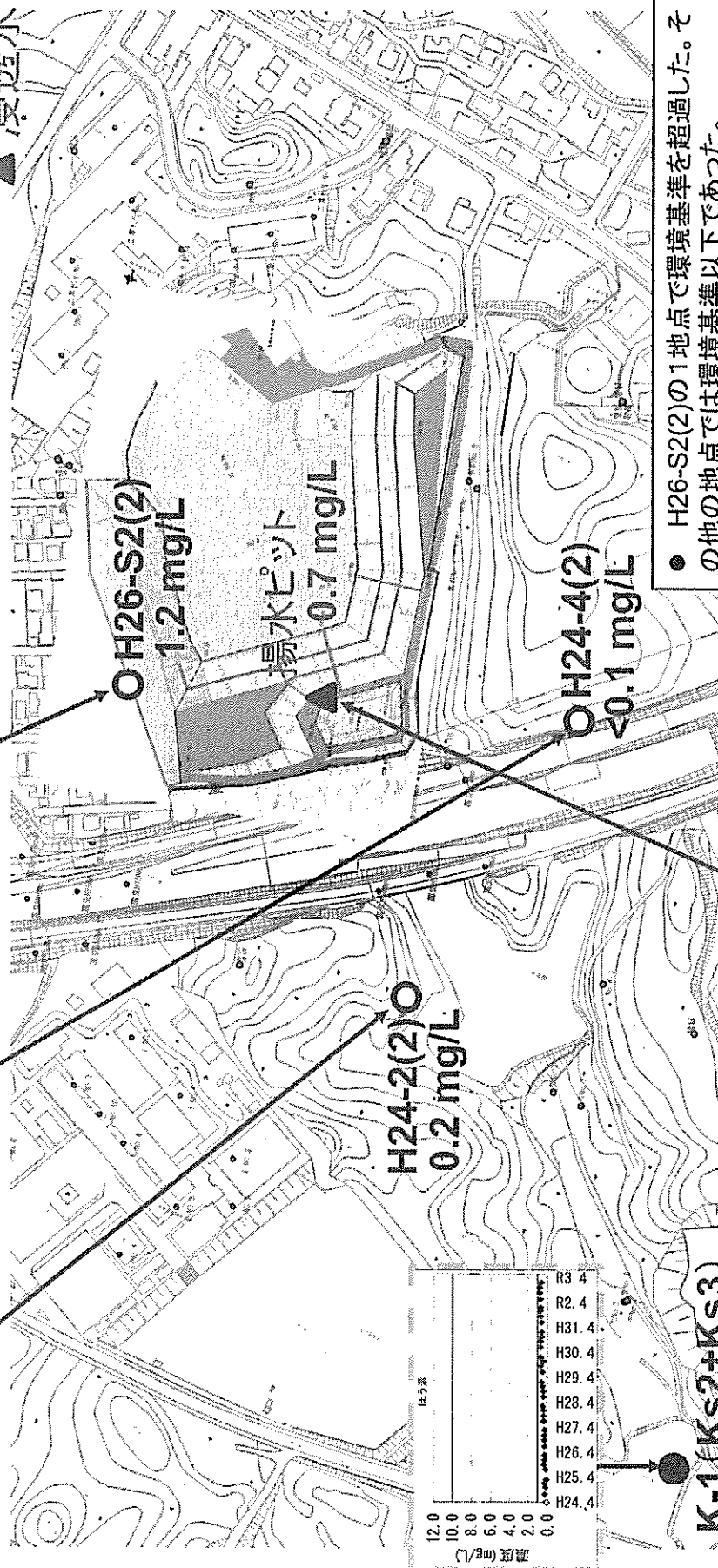
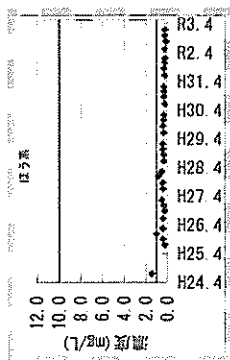
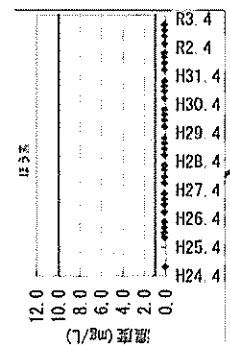
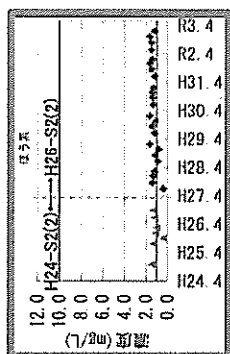
○ Ks3

▲ 浸透水

管理型最終処分場

排水基準

環境基準



- H26-S2(2)の1地点で環境基準を超過した。その他の地点では環境基準以下であった。
- H26-S2(2)は、環境基準値付近で概ね横ばいで推移している。
- 揚水ピットは、環境基準値前後で横ばい傾向がある。

環境基準
1 mg/L

家庭系ごみの影響に関する調査について

令和2年度

調査地点	C-7					C-8					C-9					地下水 環境基準
	R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	
採水年月日																
気温	℃	23.0	33.0	14.0	4.0	24.0	28.0	15.5	2.0	2.0	24.5	33.0	19.5	3.0	3.0	-
水温	℃	18.8	21.9	18.8	15.9	16.8	17.4	18.4	15.8	15.8	17.1	22.1	20.0	15.0	15.0	-
採水深度 (Gより)	m	4.00	4.00	4.00	4.12	6.66	6.31	6.65	7.09	7.09	3.12	3.12	3.12	3.53	3.53	-
pH	at20℃	6.3	6.5	6.4	6.2	6.4	5.1	5.2	5.1	5.1	6.7	6.3	6.6	6.4	6.5	-
BOD	mg/L	0.5	1.3	0.6	0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.9	0.7	-
COD	mg/L	3.4	4.9	3.6	3.4	3.8	1.3	1.2	0.8	1.4	3.8	3.0	3.9	3.4	3.5	-
SS	mg/L	20	34	6.3	7.4	17	2.7	10	7.0	4.5	32	14	14	13	18	-
EC	mS/m	79	73	81	64	74	32	18	28	40	51	35	44	40	43	-
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0012	0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.13	0.08	0.13	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	1以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.034	0.035	0.034	0.034	0.034	0.024	0.041	0.023	0.022	-	-	-	-	-	1以下
鉄	mg/L	2.2	0.23	2.0	0.87	1.3	0.13	0.09	0.31	0.17	19	10	15	7.9	13	-
マンガン	mg/L	3.0	2.1	2.9	2.7	2.7	0.23	0.02	0.04	0.71	2.9	1.9	2.6	2.3	2.4	-
溶解性鉄	mg/L	0.95	0.20	1.4	0.83	0.85	0.02	0.01	0.03	<0.01	4.4	2.8	8.2	4.8	5.1	-
溶解性マンガン	mg/L	2.7	2.0	2.8	2.6	2.5	0.21	0.01	0.03	0.43	2.9	1.9	2.3	2.2	2.3	-
全窒素	mg/L	0.58	0.51	0.58	0.54	0.55	0.56	0.23	0.44	0.45	1.56	1.19	1.50	1.21	1.37	-
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

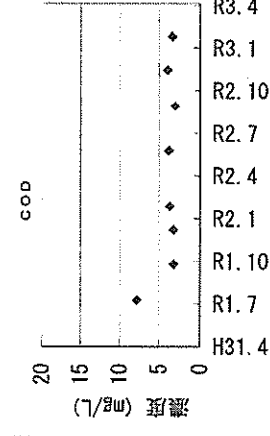
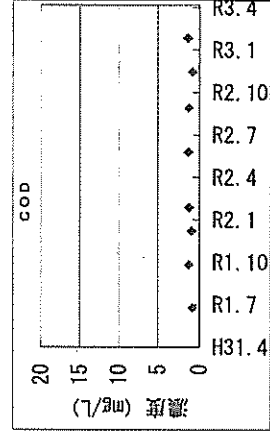
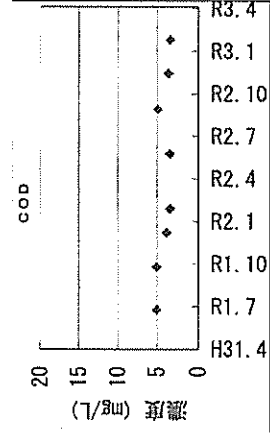
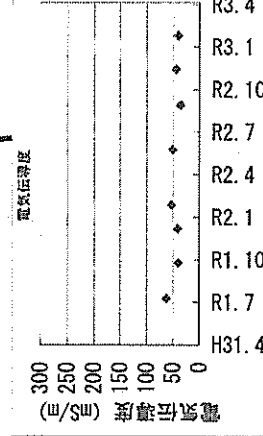
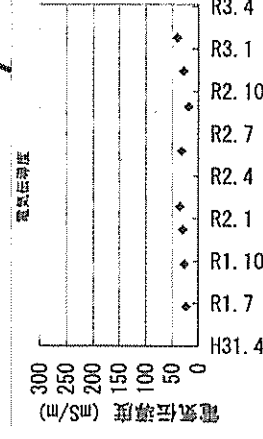
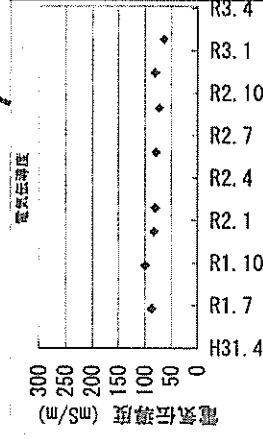
PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

家庭系ごみの影響に関する調査について

- 令和2年度第4回の調査を令和3年(2021年)1月29日に実施した。
- 環境基準超過なし。
- 令和元年度から調査を継続しており、通算8回目の調査であり、8回とも環境基準超過なし。
- 2年間(8回目まで)の結果に基づく評価について、アドバイザーと協議を行う。次回連絡協議会で説明予定。



浸透水および地下水のモニタリング調査（令和2年度第4回）結果一覧

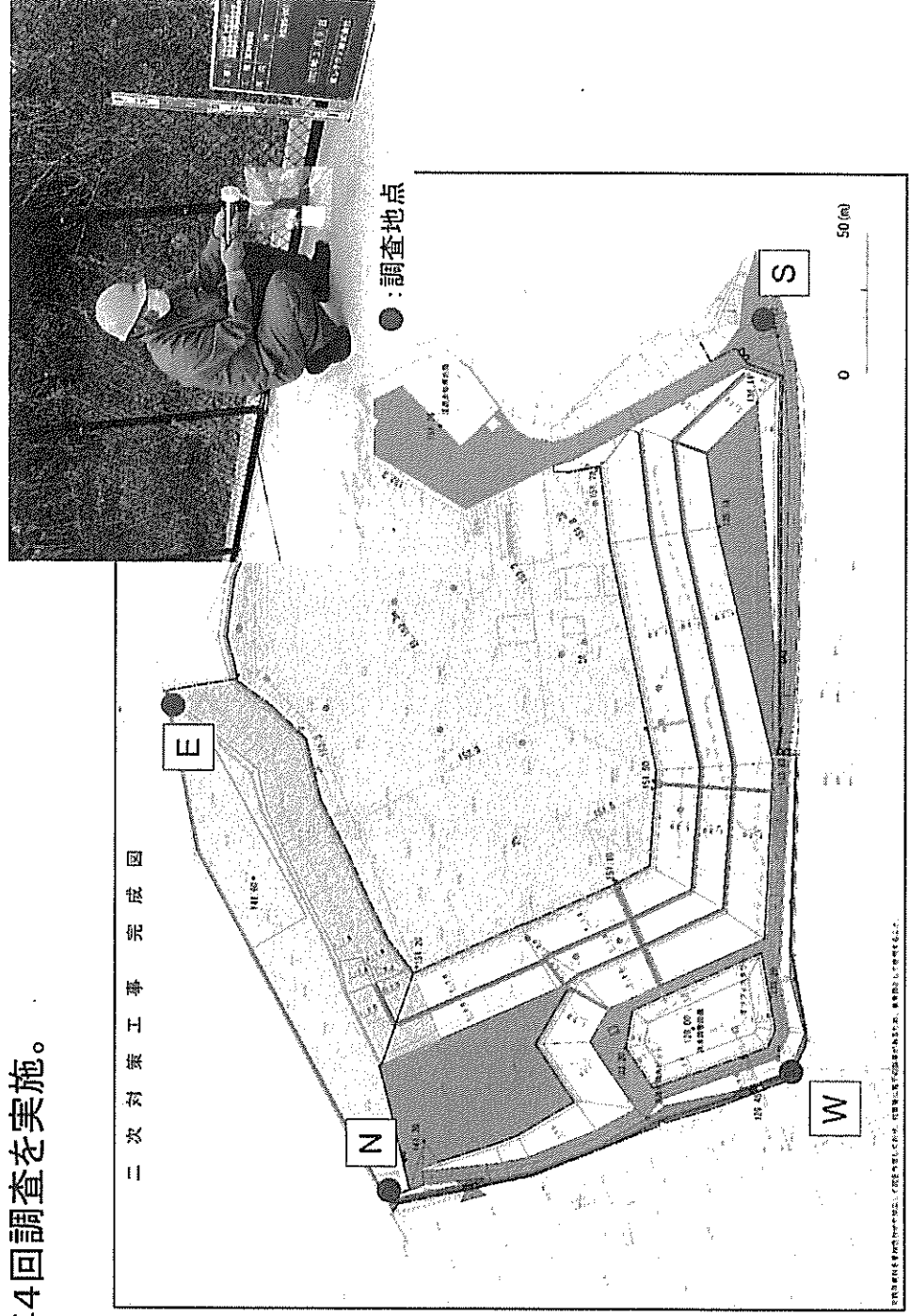
[illegible]

PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

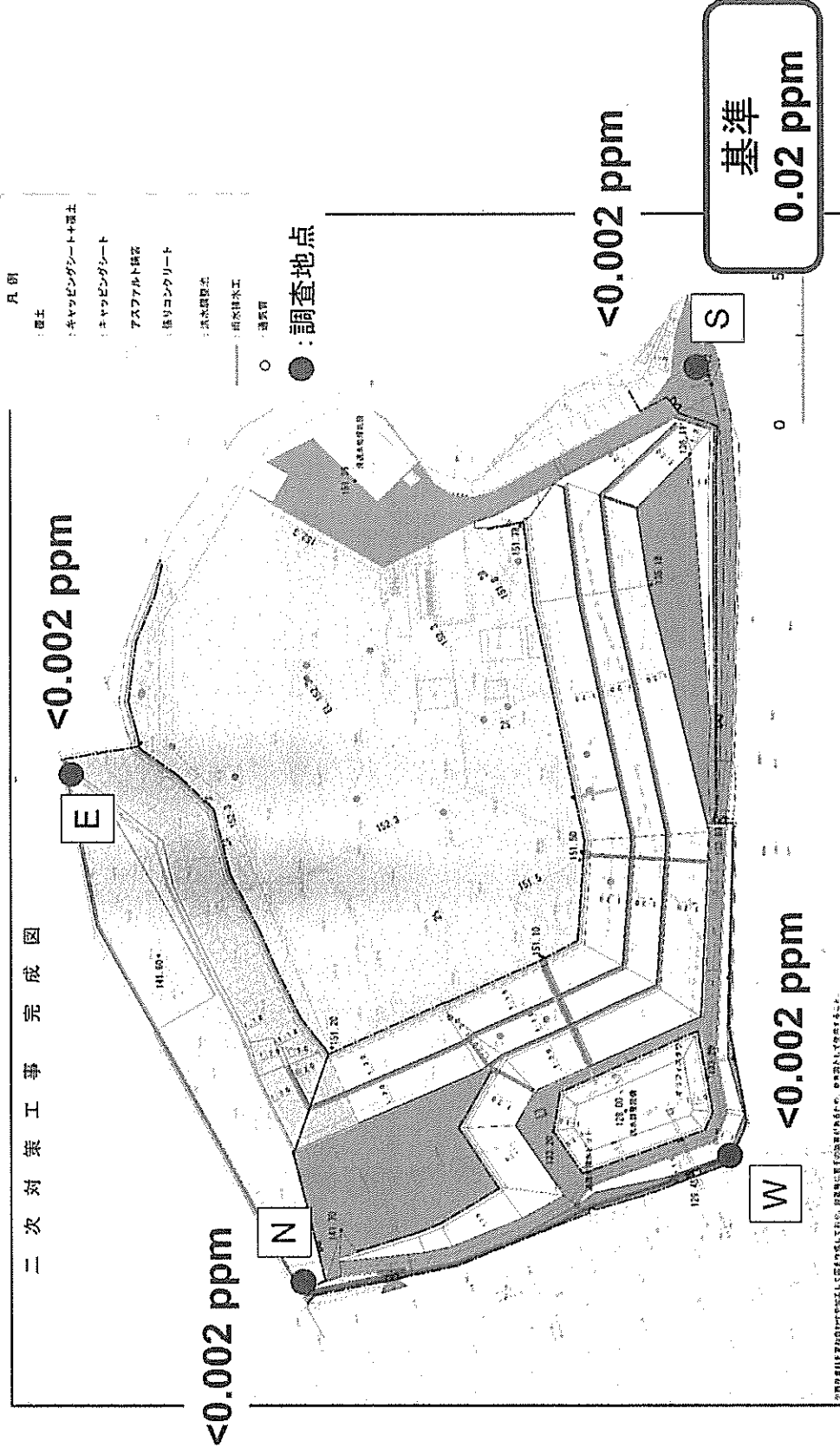
敷地境界ガス調査結果

(調査方法)

- 敷地境界4地点で大気ガスを採取し、硫化水素濃度を分析。
- 採取高さは地上0.5m。
- 年4回調査を実施。



敷地境界ガス調査結果



- 第1回の調査を令和3年(2021年)3月9日に実施した。
- 全地点で不検出。

(参考) 産廃特措法実施計画の目標達成状況の評価

- ・悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

経堂池の水質調査の変更に ついて

令和3年(2021年)6月(書面開催)

※ 小野自治会へ説明し、承諾済

目次

- | | |
|---------------------|-----|
| □ 経堂池の状況 | P2上 |
| □ 経堂池における今までの調査について | P2下 |
| □ 水質の調査について | P3上 |
| □ 底質の調査について | P4上 |
| □ 今後の調査計画 | P4下 |

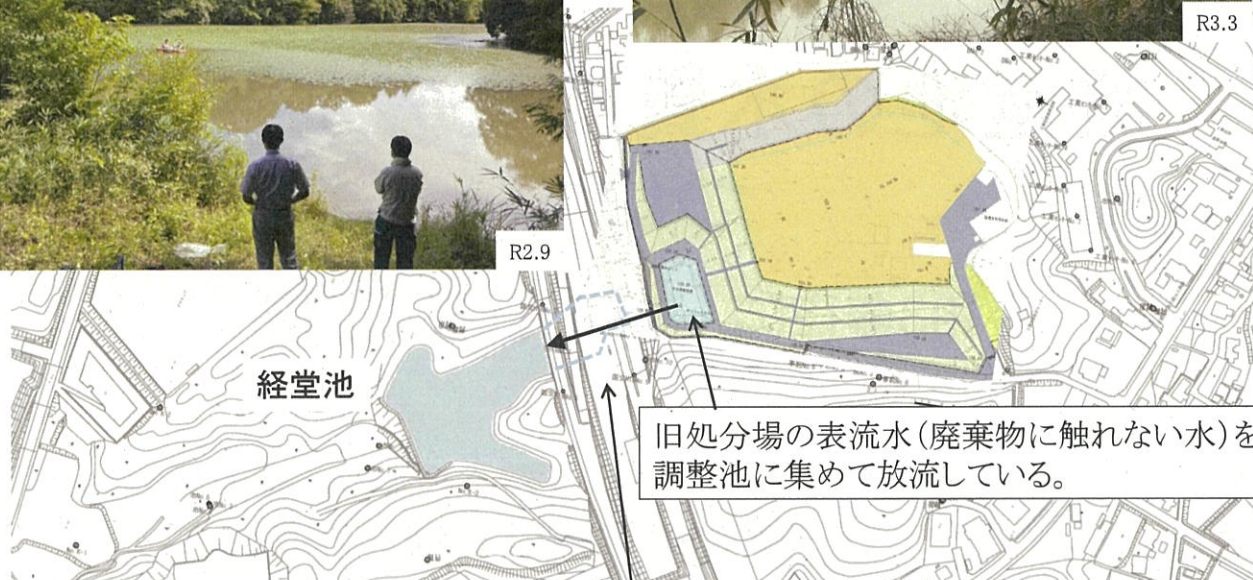
経堂池の状況



R2.9



R3.3



旧処分場の表流水(廃棄物に触れない水)を調整池に集めて放流している。

国道バイパスができたことで経堂池の面積が小さくなり、旧処分場と直接隣接していない状態になった。

経堂池における今までの調査について

- 処分場から流出した水が場外にどのような影響を与えているかを把握するため、経堂池の水質や底質等の調査を行っている。

(注) 平成25年度には、国道バイパス工事により、経堂池の面積が減少した。



水質の調査について

H11

H25～

水質

栗東市(年1回)

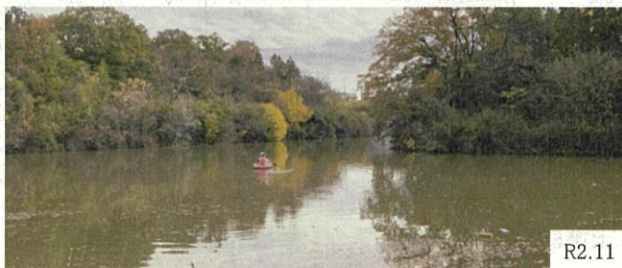
県(年4回)

直近1回分の調査結果

● 環境基準の超過はない。

→人体に有害な水ではない。

環境基準(全公共用水域に適用されるもの): **人の健康の保護**の観点で設定されたもの

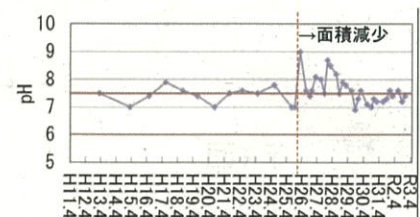


R2.11

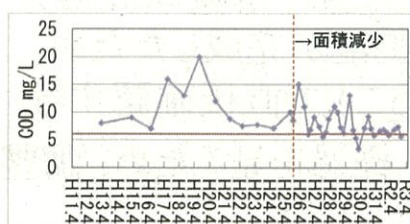
項目	単位	R2.11.25 (2020)	環境基準	農業用水 基準
pH (20℃)	20℃	7.4	-	6.0~7.5
BOD	mg/L	2.4	-	-
COD	mg/L	5.6	-	6
SS	mg/L	19	-	100
電気伝導率	mS/m	25	-	30
鉛	mg/L	<0.005	0.01	-
ほう素	mg/L	<0.1	1	-
ふっ素	mg/L	<0.08	8	-
砒素	mg/L	<0.005	0.01	0.05
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	-	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	-	-
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002	-
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.40	1	-
全窒素	mg/L	0.46	-	1
アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	-	-
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	10	-
全りん	mg/L	<0.05	-	-
りん酸態りん	mg/L	<0.05	-	-
銅	mg/L	<0.01	-	0.02
亜鉛	mg/L	<0.05	-	0.5
全蒸発残留物	mg/L	180	-	-
塩化物イオン	mg/L	4.6	-	-

- 農業用水基準について、pH、COD、電気伝導率(EC)、全窒素は農業用水基準の超過が見られる。
- 平成25年度のバイパス工事直後に水質変動がありました
が、現在は**水質に大きな変動はなく、pH、COD、電気伝導率(EC)は農業用水基準をわずかに超過する程度、全窒素は農業用水基準以下で落ち着いている。**

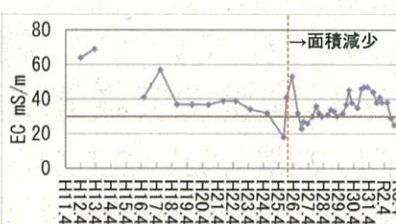
農業用水基準:農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。



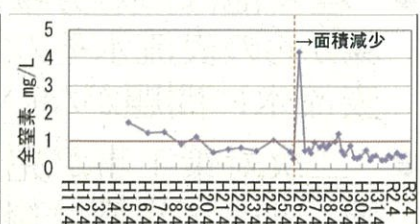
pH:酸性(7より低い)かアルカリ性(7より高い)かを表す指標。



COD:有機物濃度の指標。



電気伝導率(EC):塩類濃度の指標。



全窒素:窒素に関する富栄養化の指標。

※グラフ中、農業用水基準は太い水平線以下(pHは太い水平線の間)であること

底質の調査について

H11

H19

H25

底質

栗東市(2検体) 県(5検体) 県(1検体)

- 経堂池の底泥を採取し、有害物質の水への溶出量等を分析。

- 環境基準等の超過はない。

→底泥の有害物質汚染はない。



H25.12

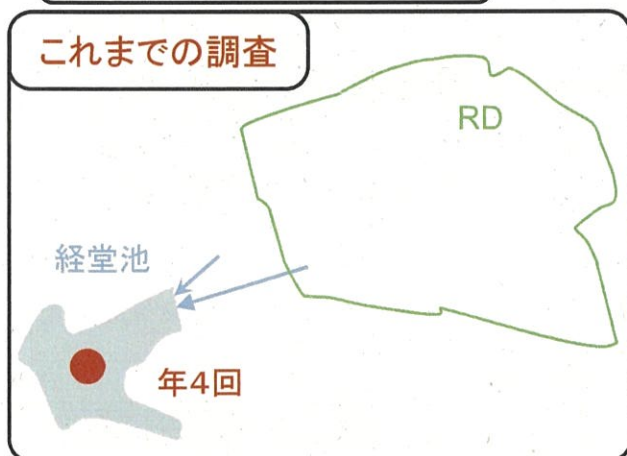
平成25年度の調査結果

項目	単位	H25. 12. 5 (2013)	環境基準 (※)
カドミウム	mg/L	<0.001	0.01
鉛	mg/L	<0.005	0.01
ぼう素	mg/L	0.1	1
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8
砒素	mg/L	<0.005	0.01
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	10	150
全窒素	mg/L	5.1	-
全りん	mg/L	0.10	-
銅	mg/L	<0.01	-
亜鉛	mg/L	0.20	-

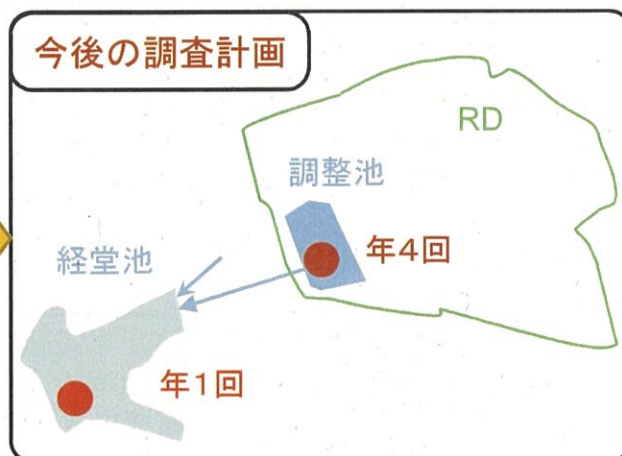
※環境基準について、ダイオキシン類以外は土壤に係るもの、ダイオキシン類は水底の底質に係るもの

今後の調査計画

これまでの調査



今後の調査計画



- 経堂池は旧処分場以外からの水が流入するため、水質は旧処分場からの表流水そのものを表していない。調整池が完成したため、表流水に問題がないことは調整池で調査することで直接確認する。
- 二次対策工事が完了して間もないことから、経過を見るため、調整池に加えて当面は経堂池の調査を継続する。

現行	変更後
●経堂池 ・年4回 ・調査項目 一般項目5項目 有害物質10項目 その他9項目 ・採水地点 池中心部	●調整池 ・年4回 ・調査項目 一般項目5項目 有害物質10項目 その他3項目 ・採水地点 流出口付近
	●経堂池 ・年1回(春) ・調査項目 一般項目5項目 その他3項目 ・採水地点 流出口付近

- 調査項目について、
 - ・ 一般項目は調整池と経堂池の両方で実施。
 - ・ 有害物質は経堂池で一度も基準を超過したことがなく、水が調整池から経堂池へ移動したり、経堂池にとどまる間に新たに生成したり混入したりするものではないため、放流前の調整池で問題ないことを確認する。
 - ・ その他の項目は、今までの調査結果に基づき、項目を次ページのとおり整理した上で、調整池と経堂池の両方で実施。
- 採水地点について、調整池と経堂池の両方とも、流出する水の水質を把握するため、流出口付近で採水。

調査項目

- ・ 一般項目:水質の一般的な性質を表す項目。
- ・ 有害物質:人の健康の保護に関する項目。項目ごとに定められた化学物質の濃度によるもの。
- ・ その他:上記以外の項目。浸透水や地下水では調査していないが、富栄養化状況等を調べるため、今までは経堂池のみで調査を実施していた。

調査項目の整理

項目	現行	変更後		備考
		調整池	経堂池	
一般項目	pH	●	●	酸性・アルカリ性の指標
	BOD	●	●	有機物濃度の指標
	COD	●	●	有機物濃度の指標
	SS	●	●	濁りの指標
	電気伝導度	●	●	塩類濃度の指標
有害物質	鉛	●	●	
	ほう素	●	●	
	ふっ素	●	●	
	砒素	●	●	
	1,2-ジクロロエチレン	●	●	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	
	クロロエチレン	●	●	
	1,4-ジオキサン	●	●	
	ダイオキシン類	●	●	
その他	全窒素	●	●	富栄養化の指標
	アンモニア性窒素	●	●	全窒素の内訳となる項目。今までの調査結果から、窒素全体に占める割合が小さいため、調査を省略。
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	●	●	富栄養化の指標
	全りん	●	●	全りんの内訳となる項目。窒素と同じ考えで調査を省略。
	りん酸態りん	●	●	生育阻害に関する金属イオン。農業用水基準を一度も超過したことがないため、調査を省略。
	銅	●	●	
	亜鉛	●	●	
	全蒸発残留物	●	●	濁りや塩類等の総量。今までの調査結果から、飲み水の水質基準以下の低い値であるため、調査を省略。
	塩化物イオン	●	●	塩類の1成分
	その他浸透水調査項目	●	●	

第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会

維持管理の状況について

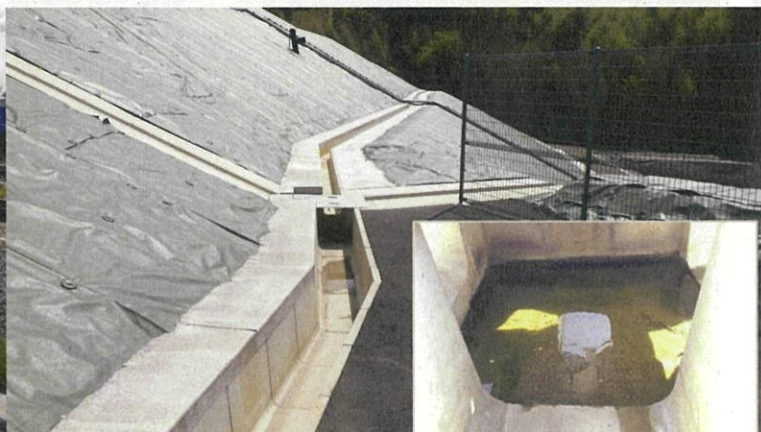
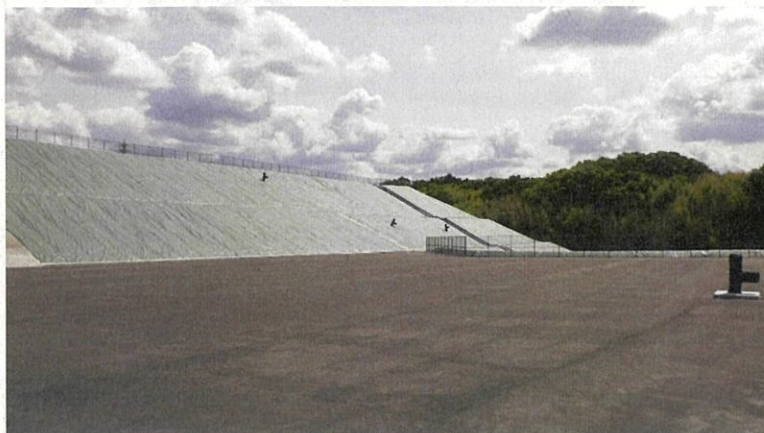
令和3年(2021年)6月(書面開催)

旧処分場全体航空写真



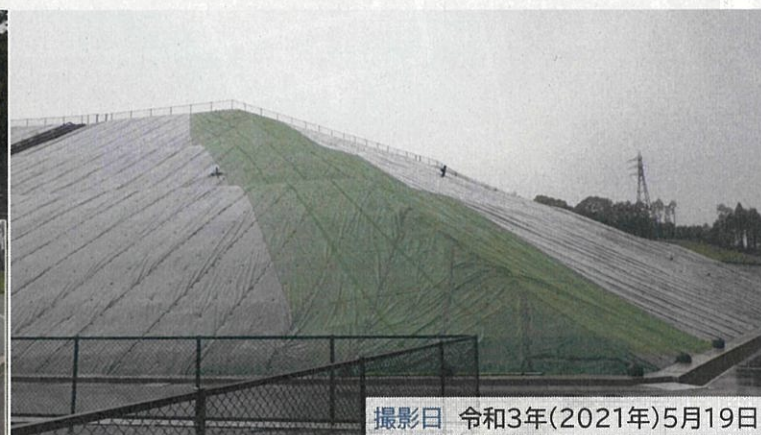
バイパス側の状況

撮影日 令和3年(2021年)5月14日



西市道側の状況

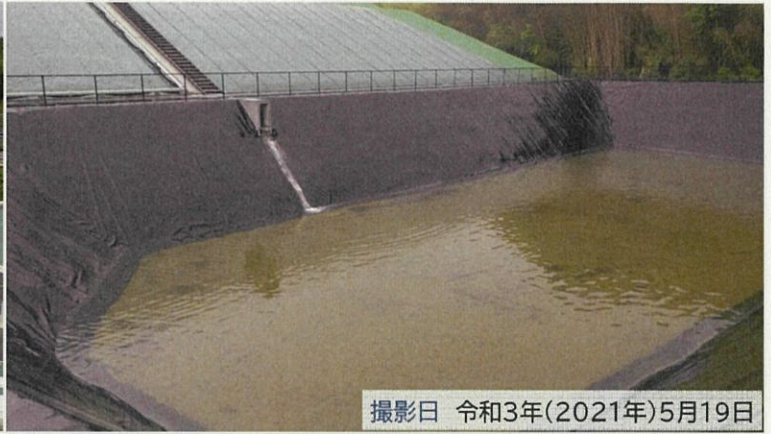
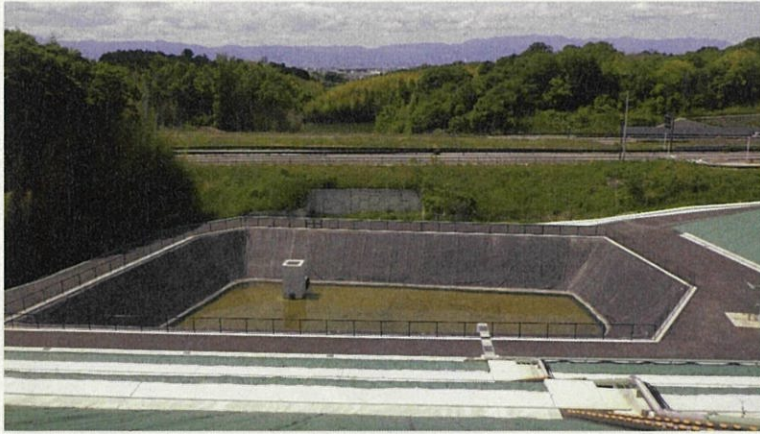
撮影日 令和3年(2021年)5月14日



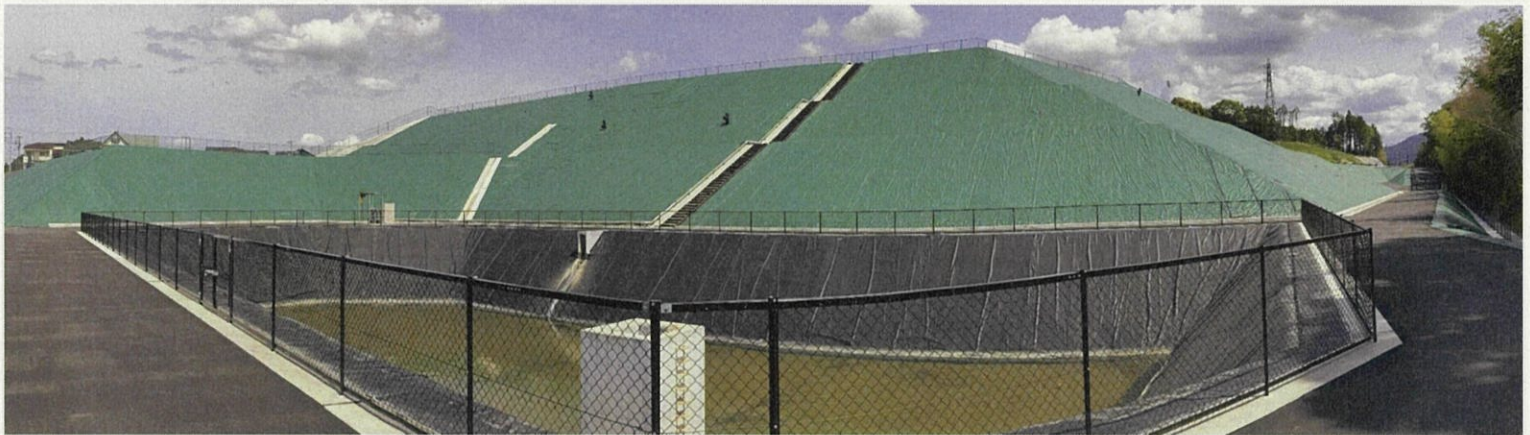
撮影日 令和3年(2021年)5月19日

調整池付近の状況

撮影日 令和3年(2021年)5月14日

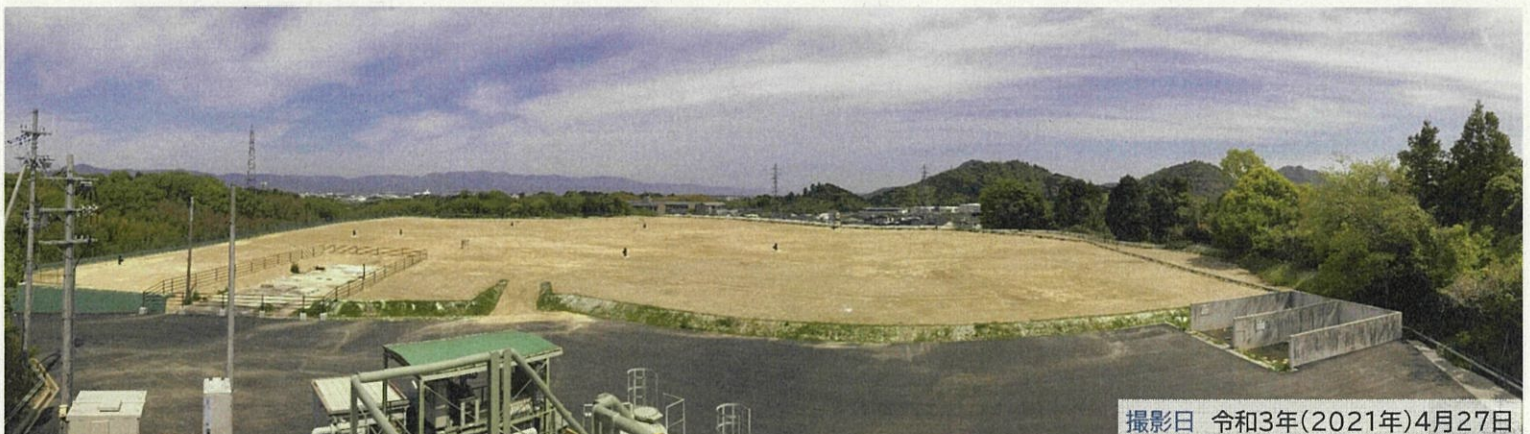


撮影日 令和3年(2021年)5月19日



平面部の状況

撮影日 令和3年(2021年)5月14日



撮影日 令和3年(2021年)4月27日

水処理施設の管理状況

第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会 資料4

撮影日 令和3年(2021年)5月13日



敷地管理情報のお知らせ

第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会 資料4

文字サイズ 小 標準 大

文字・音声サポート Language

県民の方

事業者の方

県外の方

滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 廃棄物

旧RD最終処分場問題

住民との意見交換会等

住民との意見交換会等の内容について公表します。

- 旧RD最終処分場問題連絡協議会等

旧RD最終処分場の敷地管理情報

敷地の維持管理に関する点検情報等を掲載しています。

旧RD最終処分場敷地管理情報

旧RD最終処分場二次対策工事に関する工事情報

旧RD最終処分場二次対策工事の進捗状況、施工計画等を掲載しています。

旧RD最終処分場二次対策工事に関する工事情報

旧RD最終処分場の敷地管理情報

2021年4月14日

敷地管理情報

旧RD最終処分場の二次対策工事が令和2年度に完了し、県有地化された敷地の維持管理に関する点検状況等を掲載しています。

- 敷地管理情報(令和3年5月分) (PDF:179 KB)
- 敷地管理情報(令和3年4月分) (PDF:155 KB)

《旧RD最終処分場 敷地管理情報(令和3年4月分)》をお知らせいたします。

点検日 令和3年4月7日

【点検結果】

・ 敷地の管理状況について、異常はありませんでした。

・ 本処理施設の敷地について、問題ありませんでした。

【点検写真】

写真① 調整池の様子

写真② 調整池の様子

写真③ 調整池の様子

写真④ 調整池の様子

点検日 令和3年4月7日

撮影日 令和3年4月7日

【添付資料】

第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会(令和3年4月13日)を開催しました。

当日、新設の旧RD最終処分場二次対策工事の進捗状況、施工計画等について、関係者から質問・回答を行いました。

アーカイブの作成について

1 知事との意見交換会(令和2年12月23日開催)での意見交換の概要 (皆様からいただいたご意見)

- ① この事案を県政の教訓とするため、アーカイブの作成が検討されているが、これまで県が行ってきた行政対応の検証は、硫化水素発生以前に限られており不十分である。
なぜ業者の違法性を見抜けなかったのか、なぜ住民と対策工法についての合意がなかなかできなかったのか、県はしっかり総括すべきであり、当時の職員へのヒアリングが必要である。
- ② アーカイブの作成については、内容は十分検討したらよいが、後世に残すことで、同様の事案を発生させないために、有益にしてほしい。

(知事の回答)

- ① 当時の県の対応や事案の総括をするために、当時の職員からヒアリングすることも重要だと思うので、どのようなやり方がよいのか考えたい。
既に退職した職員等に対しても、住民の皆様方のために、将来のために力を貸してほしいということを誠心誠意伝えながら、ヒアリング等考えてまいりたい。
- ② このような問題を二度と起こさないよう教訓にし、またアーカイブ等で検証していくことが、ご迷惑をかけたことに報いていく道であると考えている。
この事案についてアーカイブを作成していこうと考えており、皆様からお話を伺い総括していくことを考えている。

2 今後の進め方

- ① 記録のまとめ
 - ・ 掘削された廃棄物の状況、対策工事の内容等の整理
- ② RD問題の振り返り
 - ・ 住民の皆様との話し合い

※ 次回の連絡協議会で、今後の進め方を含め具体化に向けた協議をスタートしていきます。

自宅等に残されている 旧RD処分場の産業廃棄物の回収について

1 目的

周辺住民のみなさまの自宅等に残されている旧RD処分場の産業廃棄物を適正に処理し、その完了を県が確認するため。

2 連絡期間

令和3年7月30日(金)まで

3 収集方法

当室の職員が訪問し、旧RD処分場の産業廃棄物であることを聞き取りにより確認して回収します。

※これ以外の廃棄物は一般廃棄物であり県では回収できません。

4 連絡先

最終処分場特別対策室 担当:川端、小形

TEL 077-528-3671

FAX 077-528-4849

E-mail df0001@pref.shiga.lg.jp

5 ご連絡いただきたいこと

- お名前
- ご連絡先(電話番号等)
- 廃棄物の受け渡し場所
- 廃棄物の受け渡し日時(複数候補日をお知らせください)
- 廃棄物の種類およびおよその量

6 回収後の対応

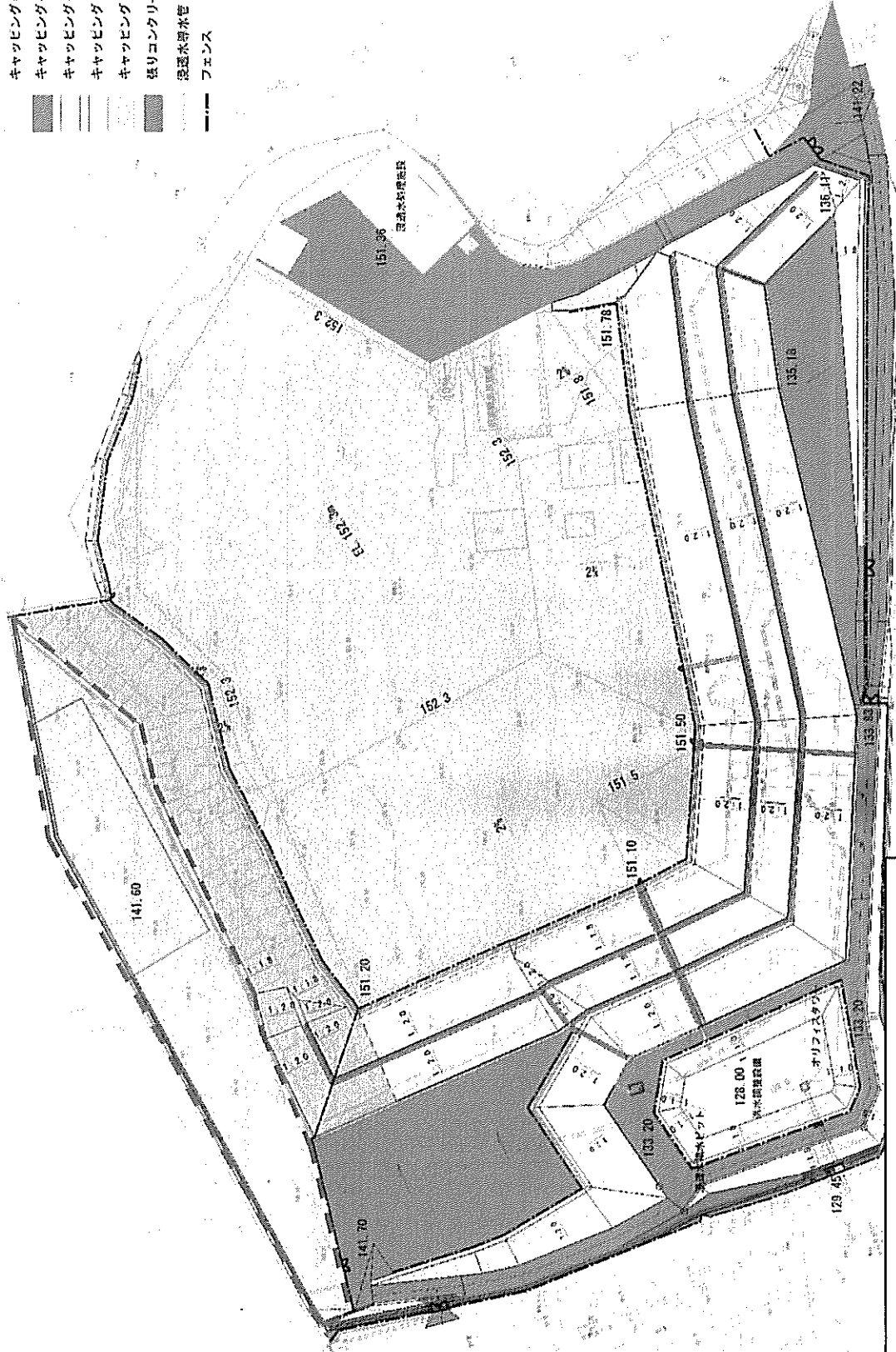
すでに回収させていただいた産業廃棄物と合わせて処理を許可業者に委託します。

広場の供用について

資料6-2

二次対策工事完成図

- ※対策工凡例※
- キャッピング(覆土)
 - キャッピング(Ac舗装)
 - キャッピング(覆土+シート)
 - キャッピング(植生シート)
 - キャッピング(モルタル吹付)
 - 張りコンクリート
 - 浸透水路水管
 - フェンス



工事の完了により、点線枠の部分(図の左上部)を
広場として御利用いただけるようになりました。
なお、日常の管理については、北尾団地自治会が
実施されます。

意見・質問用紙（第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会）

◎ご意見やご質問の受付は6月15日（火）までとさせていただきます。

◎回答は7月5日頃（予定）に県ホームページ等で行います。その際、質問者の氏名は掲載しません。

自治会名 ※必須	氏 名 ※必 須	連絡先 ※2
☐ 赤坂 ※1 ☐ 小野 ☐ 上向 ☐ 北尾団地 ☐ 日吉が丘 ☐ 栗東ニューハイツ		

※1 該当する自治会に○印を記入してください。

※2 質問等の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えが無ければ連絡先に電話番号の記載をよろしくお願いします。

番号	議 題	意見・質問
※3	※4 ☐ 1 知事意見交換会の開催結果 ☐ 2 前回の開催結果 ☐ 3 モニタリング結果 ☐ 4 維持管理状況 ☐ 5 アーカイブ ☐ 6 その他	
	☐ 1 知事意見交換会の開催結果 ☐ 2 前回の開催結果 ☐ 3 モニタリング結果 ☐ 4 維持管理状況 ☐ 5 アーカイブ ☐ 6 その他	
	☐ 1 知事意見交換会の開催結果 ☐ 2 前回の開催結果 ☐ 3 モニタリング結果 ☐ 4 維持管理状況 ☐ 5 アーカイブ ☐ 6 その他	

※3 意見・質問が複数になる場合は番号の記入をお願いします。

※4 意見・質問に該当する議題に○印の記入をお願いします。

※5 用紙は下記のいずれかの方法で提出をお願いします。

○FAX の場合 本用紙をそのまま送信してください。 FAX 番号 077-528-4849

○メールの場合 右記アドレスに送信をお願いします。 E-mail : df0001@pref.shiga.lg.jp

本用紙にパソコン等でご記入いただく場合は、県ホームページからダウンロードをお願いします。また、メール本文に必要事項をご記入のうえお送りいただいても構いません。

○本用紙を自治会長様にお預けいただきましたら、後日回収させていただきます。

第 1 回旧 R D 最終処分場跡地利用協議会（書面開催） 次 第

日 時 令和 3 年 6 月

■ 議 事

1. 旧 R D 最終処分場跡地利用協議会の設置について

配布資料

資料 1 旧 R D 最終処分場跡地利用協議会設置要綱

（書面開催用配布資料）

- ・ 意見質問用紙

※資料 1 補足説明

- ・ 旧 R D 最終処分場跡地利用協議会の設置要綱です。
- ・ 第 35 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会において、旧 R D 最終処分場跡地利用協議会の構成員に中浮気団地を加えてはどうかとのご提案があり、他の自治会にも同意をいただいたことから、県から中浮気団地自治会に跡地利用協議会の加入についてお声がけさせていただいたところ、中浮気団地自治会が跡地利用協議会へ参加する意向を示されたため、要綱の協議会構成員に追加しました。

※今後の予定について

次回の旧 R D 最終処分場跡地利用協議会は第 39 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会の開催日に実施する予定です。（令和 3 年 11 月頃）

旧 R D 最終処分場跡地利用協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 旧 R D 最終処分場跡地の利用に関する情報を共有して意見を交換するため、旧 R D 最終処分場跡地利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は別表に定める者で構成する。

- 2 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。
- 3 協議会は、その定めるところにより、分科会を設けることができる。
- 4 分科会の構成員その他分科会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

(オブザーバー)

第 3 条 協議会は、構成員でない者の参加について構成員から提案があったときは、協議の上、協議会運営上の必要があると認める範囲においてその者を参加させることができる。

- 2 前項の規定に基づき協議会に参加する者（以下「オブザーバー」という。）は、第 6 条および第 7 条の規定に基づく協議および決定に参加することはできない。
- 3 前条第 3 項の規定に基づき分科会を設置した場合においては、分科会において協議の上、分科会運営上の必要があると認める範囲において協議会の構成員でない者を分科会に参加させることができる。

(協議会の運営方法)

第 4 条 議事の進め方については次に掲げるところによる。

- (1) 進行は事務局が行う。
- (2) 事務局が資料を報告し、意見交換を行う。
- (3) 協議会は、公開とする。
- 2 議事の結果については、事務局が議事要録を取りまとめ、公開するものとする。
- 3 協議会は、事務局の提案または構成員の要望により随時開催するものとする。

(傍聴者の取り扱い)

第 5 条 傍聴者からの発言は認めない。

(改正)

第 6 条 この要綱の改正については、構成員の提案により協議会で協議して行う。

(疑義の決定)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

協議会構成員

周辺 7 自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）

各自治会から選任された自治会員

栗東市

副市長

生活環境部長

生活環境部環境政策課の職員

滋賀県

琵琶湖環境部長

琵琶湖環境部参与

琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員

意見・質問用紙（第1回旧RD最終処分場跡地利用協議会）

◎ご意見やご質問の受付は6月15日（火）までとさせていただきます。

◎回答は7月5日頃（予定）に県ホームページ等で行います。その際、質問者の氏名は掲載しません。

自治会名 ※必須	氏名 ※必須	連絡先 ※2
() 赤坂 ※1		
() 小野		
() 上向		
() 北尾団地		
() 中浮気団地		
() 日吉が丘		
() 栗東ニューハイツ		

※1 該当する自治会に○印を記入してください。

※2 質問等の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えが無ければ連絡先に電話番号の記載をよろしくお願いします。

意見・質問

※3 意見・質問が複数になる場合は番号の記入をお願いします。

※4 意見・質問に該当する議題に○印の記入をお願いします。

※5 用紙は下記のいずれかの方法で提出をお願いします。

○FAXの場合 本用紙をそのまま送信してください。 FAX 番号 077-528-4849

○メールの場合 右記アドレスに送信をお願いします。 E-mail : df0001@pref.shiga.lg.jp

本用紙にパソコン等でご記入いただく場合は、県ホームページからダウンロードをお願いします。また、メール本文に必要事項をご記入のうえお送りいただいても構いません。

○本用紙を自治会長様にお預けいただきましたら、後日回収させていただきます。

指定管理者（栗東市立学童保育所）の募集要項・仕様書・協定書の概略（前回からの主な変更点）

- ◆ 前回からの主な変更点（7点）
 - ① 募集要項、仕様書、基本協定書の業務の範囲に、コンプライアンス研修を実施する旨を追記。
 - ② 仕様書の基本方針に、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨を追記。
 - ③ 仕様書の基本方針に、持続可能な開発目標（SDGs）を推進する旨を追記および環境への配慮、障がい者福祉の推進について詳細に記載。
 - ④ 仕様書の業務の範囲に、福祉的施策の実施等により、利用児童やその家族に対して必要な支援を提供し、地域の福祉的課題の解決に取り組む旨を追記。
 - ⑤ 仕様書、基本協定書の別紙「リスク分担表」の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるものの1件の限度額を追記。
 - ⑥ 仕様書、基本協定書の別紙「リスク分担表」の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。
 - ⑦ 基本協定書第17条第1項に、「疾病・感染症の大流行」を追記。

◆ 変更点詳細

- ① 募集要項、仕様書、基本協定書の業務の範囲に、コンプライアンス研修を実施する旨を追記。

変更前	変更後
【募集要項】 4. 業務の範囲 (3) その他の業務 オ 職員研修（業務研修、接遇研修、<u>権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>） 【仕様書】 4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲 ① 管理業務 イ 職員への研修の実施 職員の能力向上のために必要な研修（業務研修、接遇研修、<u>権・同和問題研修等</u>）を行うこと。	【募集要項】 4. 業務の範囲 (3) その他の業務 オ 職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>） 【仕様書】 4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲 ① 管理業務 イ 職員への研修の実施 職員の能力向上のために必要な研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修、人権・同和問題研修等</u>）を行うこと。

【基本協定書】 第5条 (3) その他の業務 オ 職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修</u>、<u>人権・同和問題職場内研修</u>、<u>市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>）	【基本協定書】 第5条 (3) その他の業務 オ 職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修</u>、<u>人権・同和問題職場内研修</u>、<u>市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>）
--	--

② 仕様書の基本方針に、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨を追記。

変更前	変更後
【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (3) 施設の維持管理 (省略)	【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (3) 施設の維持管理 (省略) なお、施設が公の施設であることを十分に認識するとともに、職員に対し職業倫理やコンプライアンス等の順守を徹底させること。

③ 仕様書の基本方針に、持続可能な開発目標（SDGs）を推進する旨を追記および環境への配慮、障がい者福祉の推進について詳細に記載。

変更前	変更後
【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (1.1) 環境への配慮や障がい者雇用など 環境保護、障がい者雇用、地域活動への参加等の社会貢献活動の実績又は今後の予定を示すこと。（ごみの削減、省エネ、CO2削減、ISO14001の取得状況、障がい者の雇用についての方針等）	【仕様書】 1. 管理運営の基本方針 (1.1) 環境への配慮 事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識した環境負荷の抑制や省エネルギーなど環境と調和した行動に努めること。 (1.2) 障がい者福祉の推進 障がいがあることを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者への適切な対応を行い、障がい者の雇用拡大や障がい者就労施設等からの物品の調達など、障がい者福祉の推進に努めること。 (1.3) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 施設の管理運営にあたっては、SDGsの考え方を積極的に取り入れること。

- ④ 仕様書の業務の範囲に、福祉的施策の実施等により、利用児童やその家庭に対して必要な支援を提供し、地域の福祉的課題の解決に取り組む旨を追記。

変更前	変更後
【仕様書】 4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲	【仕様書】 4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲 ③ その他 <u>生活困窮世帯への支援等の福祉的施策の実施、民生委員・児童委員との連携等により、利用児童やその家庭に対して、学童保育の場以外においても必要な支援を提供し、地域の福祉的課題の解決に取り組むこと。</u>

- ⑤ 仕様書、基本協定書の別紙「リスク分担表」の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、経年劣化によるもので、固定経費内に対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるものの1件の限度額を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・基本協定書共通】別紙「リスク分担表」		【仕様書・基本協定書共通】別紙「リスク分担表」	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内に対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの	施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内に対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの（注1）
	○		○
注1：「小規模」とは、5万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の額とする。		注1：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。	

- ⑥ 仕様書、基本協定書の別紙「リスク分担表」の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・基本協定書共通】別紙「リスク分担表」		【仕様書・基本協定書共通】別紙「リスク分担表」	
不可抗力	天災、人災 _____ 		

⑦ 基本協定書第17条第1項に、「疾病・感染症の大流行」を追記。

変更前	変更後
【基本協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更）による場合において、火災保険その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）による場合はこの限りでない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。	【基本協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、<u>疾病・感染症の大流行</u>）による場合において、火災保険その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）による場合はこの限りでない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。